

**多床室 特別養護老人ホームマスカット倶楽部 入所料金表**

多床室：介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 単位数

要介護度	基本サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	看護体制加算(Ⅰ)	精神科医療養指導加算	合計単位数
要介護1	573	22	16	4	5	620
要介護2	641	22	16	4	5	688
要介護3	712	22	16	4	5	759
要介護4	780	22	16	4	5	827
要介護5	847	22	16	4	5	894

※基本額：上記合計単位数に、介護職員処遇改善加算 **8.3%** と  
介護職員等特定処遇改善加算 **2.7%** を加算し、

単位単価 **10.14** 円を乗じた金額の1割又は2割又は3割

介護度	※基本額(1割)	負担段階	居住費	食費	合計/日	合計/月(30日)
要介護1	698	第1段階	0	300	998	29,940
		第2段階	370	390	1,458	43,740
		第3段階①	370	650	1,718	51,540
		第3段階②	370	1,360	2,428	72,840
		第4段階	855	1,445	2,998	89,940
要介護2	775	第1段階	0	300	1,075	32,250
		第2段階	370	390	1,535	46,050
		第3段階①	370	650	1,795	53,850
		第3段階②	370	1,360	2,505	75,150
		第4段階	855	1,445	3,075	92,250
要介護3	854	第1段階	0	300	1,154	34,620
		第2段階	370	390	1,614	48,420
		第3段階①	370	650	1,874	56,220
		第3段階②	370	1,360	2,584	77,520
		第4段階	855	1,445	3,154	94,620
要介護4	931	第1段階	0	300	1,231	36,930
		第2段階	370	390	1,691	50,730
		第3段階①	370	650	1,951	58,530
		第3段階②	370	1,360	2,661	79,830
		第4段階	855	1,445	3,231	96,930
要介護5	1006	第1段階	0	300	1,306	39,180
		第2段階	370	390	1,766	52,980
		第3段階①	370	650	2,026	60,780
		第3段階②	370	1,360	2,736	82,080
		第4段階	855	1,445	3,306	99,180

**個室 特別養護老人ホームマスカット倶楽部 入所料金表**

従来型個室：介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 単位数

要介護度	基本サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	看護体制加算(Ⅰ)	精神科医療養指導加算	合計単位数
要介護1	573	22	16	4	5	620
要介護2	641	22	16	4	5	688
要介護3	712	22	16	4	5	759
要介護4	780	22	16	4	5	827
要介護5	847	22	16	4	5	894

※基本額：上記合計単位数に、介護職員処遇改善加算 **8.3%** と  
介護職員等特定処遇改善加算 **2.7%** を加算し、

単位単価 **10.14** 円を乗じた金額の1割又は2割又は3割

介護度	※基本額(1割)	負担段階	居住費	食費	合計/日	合計/月(30日)
要介護1	698	第1段階	320	300	1,318	39,540
		第2段階	420	390	1,508	45,240
		第3段階①	820	650	2,168	65,040
		第3段階②	820	1,360	2,878	86,340
		第4段階	1,171	1,445	3,314	99,420
要介護2	775	第1段階	320	300	1,395	41,850
		第2段階	420	390	1,585	47,550
		第3段階①	820	650	2,245	67,350
		第3段階②	820	1,360	2,955	88,650
		第4段階	1,171	1,445	3,391	101,730
要介護3	854	第1段階	320	300	1,474	44,220
		第2段階	420	390	1,664	49,920
		第3段階①	820	650	2,324	69,720
		第3段階②	820	1,360	3,034	91,020
		第4段階	1,171	1,445	3,470	104,100
要介護4	931	第1段階	320	300	1,551	46,530
		第2段階	420	390	1,741	52,230
		第3段階①	820	650	2,401	72,030
		第3段階②	820	1,360	3,111	93,330
		第4段階	1,171	1,445	3,547	106,410
要介護5	1006	第1段階	320	300	1,626	48,780
		第2段階	420	390	1,816	54,480
		第3段階①	820	650	2,476	74,280
		第3段階②	820	1,360	3,186	95,580
		第4段階	1,171	1,445	3,622	108,660

**1割**

(令和3年8月1日から)

負担段階別食費及び居住費

負担段階	食費	居住費	該当条件
第1段階	300円	0円	生活保護受給者
第2段階	390円	370円	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金等収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①	650円	370円	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階②	1360円	370円	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金収入額の合計が120万円超の方
第4段階	1445円	855円	市町村民税課税世帯の方

※第1～3段階は介護保険負担限度額認定証の申請が必要です。段階によって貯金額の認定要件があります。

高額介護サービス費

利用者負担段階	上限額	備考
第1段階	15,000円/月(世帯)	介護保険サービスの1割負担の合計額が左記の金額を越えた場合、手続きにより、超えた金額の保険給付があります。
第2段階	15,000円/月(個人)	
	24,600円/月(世帯)	
第3段階	24,600円/月(世帯)	
市町村民税課税～課税所得380万円未満	44,400円/月	
課税所得380万円～課税所得690万円未満	93,000円/月	
課税所得690万円以上	140,100円/月	

その他の加算

加算	単位	備考
初期加算	30単位	入所日から30日以内の期間(30日以上入院後の再入所も含む)
療養食加算	6単位(1食)	医師の処方に基づいて療養食を提供した場合
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合
経口移行加算	28単位	経管栄養から経口摂取を進めるための栄養管理を行なう場合(180日を限度)
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	厚生労働省に情報提供を行い、評価や指導をいただく事でサービスの質の向上に努める。
褥瘡マネジメント加算	I 3単位/月 II 13単位/月	褥瘡発生のリスクを評価し、褥瘡ケア計画を策定、厚生労働省と情報共有する事で褥瘡管理に努める。
入院・外泊時施設療養費	246単位	2泊3日以上入院・外泊をした場合(6日/1ヶ月を限度、居住費は別途いただきます)
看取り介護加算	144単位	医師の医学的知見に基づき看取り介護が行なわれた場合(45日を限度)

**1割**

(令和3年8月1日から)

負担段階別食費及び居住費

負担段階	食費	居住費	該当条件
第1段階	300円	320円	生活保護受給者
第2段階	390円	420円	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金等収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①	650円	820円	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階②	1360円	820円	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金収入額の合計が120万円超の方
第4段階	1445円	1171円	市町村民税課税世帯の方

※第1～3段階は介護保険負担限度額認定証の申請が必要です。段階によって貯金額の認定要件がございます。

高額介護サービス費

利用者負担段階	上限額	備考
第1段階	15,000円/月(世帯)	介護保険サービスの1割負担の合計額が左記の金額を越えた場合、手続きにより、超えた金額の保険給付があります。
第2段階	15,000円/月(個人)	
	24,600円/月(世帯)	
第3段階	24,600円/月(世帯)	
市町村民税課税～課税所得380万円未満	44,400円/月	
課税所得380万円～課税所得690万円未満	93,000円/月	
課税所得690万円以上	140,100円/月	

その他の加算

加算	単位	備考
初期加算	30単位	入所日から30日以内の期間(30日以上入院後の再入所も含む)
療養食加算	6単位(1食)	医師の処方に基づいて療養食を提供した場合
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合
経口移行加算	28単位	経管栄養から経口摂取を進めるための栄養管理を行なう場合(180日を限度)
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	厚生労働省に情報提供を行い、評価や指導をいただく事でサービスの質の向上に努める。
褥瘡マネジメント加算	I 3単位/月 II 13単位/月	褥瘡発生のリスクを評価し、褥瘡ケア計画を策定、厚生労働省と情報共有する事で褥瘡管理に努める。
入院・外泊時施設療養費	246単位	2泊3日以上入院・外泊をした場合(6日/1ヶ月を限度、居住費は別途いただきます)
看取り介護加算	144単位	医師の医学的知見に基づき看取り介護が行なわれた場合(45日を限度)

**多床室 特別養護老人ホームマスカット倶楽部 入所料金表**

多床室：介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 単位数

要介護度	基本サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	看護体制加算(Ⅰ)	精神科医療養指導加算	合計単位数
要介護1	573	22	16	4	5	620
要介護2	641	22	16	4	5	688
要介護3	712	18	16	4	5	755
要介護4	780	18	16	4	5	823
要介護5	847	18	16	4	5	890

※基本額：上記合計単位数に、介護職員処遇改善加算 **8.3%** と  
介護職員等特定処遇改善加算 **2.7%** を加算し、

単位単価 10.14 円を乗じた金額の1割又は2割又は3割

介護度	※基本額(2割)	負担段階	居住費	食費	合計/日	合計/月(30日)
要介護1	1396	第1段階	0	300	1,696	50,880
		第2段階	370	390	2,156	64,680
		第3段階①	370	650	2,416	72,480
		第3段階②	370	1,360	3,126	93,780
		第4段階	855	1,445	3,696	110,880
要介護2	1550	第1段階	0	300	1,850	55,500
		第2段階	370	390	2,310	69,300
		第3段階①	370	650	2,570	77,100
		第3段階②	370	1,360	3,280	98,400
		第4段階	855	1,445	3,850	115,500
要介護3	1700	第1段階	0	300	2,000	60,000
		第2段階	370	390	2,460	73,800
		第3段階①	370	650	2,720	81,600
		第3段階②	370	1,360	3,430	102,900
		第4段階	855	1,445	4,000	120,000
要介護4	1854	第1段階	0	300	2,154	64,620
		第2段階	370	390	2,614	78,420
		第3段階①	370	650	2,874	86,220
		第3段階②	370	1,360	3,584	107,520
		第4段階	855	1,445	4,154	124,620
要介護5	2004	第1段階	0	300	2,304	69,120
		第2段階	370	390	2,764	82,920
		第3段階①	370	650	3,024	90,720
		第3段階②	370	1,360	3,734	112,020
		第4段階	855	1,445	4,304	129,120

**個室 特別養護老人ホームマスカット倶楽部 入所料金表**

従来型個室：介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 単位数

要介護度	基本サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	看護体制加算(Ⅰ)	精神科医療養指導加算	合計単位数
要介護1	573	22	16	4	5	620
要介護2	641	22	16	4	5	688
要介護3	712	22	16	4	5	759
要介護4	780	22	16	4	5	827
要介護5	847	22	16	4	5	894

※基本額：上記合計単位数に、介護職員処遇改善加算 **8.3%** と  
介護職員等特定処遇改善加算 **2.7%** を加算し、

単位単価 10.14 円を乗じた金額の1割又は2割又は3割

介護度	※基本額(2割)	負担段階	居住費	食費	合計/日	合計/月(30日)
要介護1	1396	第1段階	320	300	2,016	60,480
		第2段階	420	390	2,206	66,180
		第3段階①	820	650	2,866	85,980
		第3段階②	820	1,360	3,576	107,280
		第4段階	1,171	1,445	4,012	120,360
要介護2	1550	第1段階	320	300	2,170	65,100
		第2段階	420	390	2,360	70,800
		第3段階①	820	650	3,020	90,600
		第3段階②	820	1,360	3,730	111,900
		第4段階	1,171	1,445	4,166	124,980
要介護3	1708	第1段階	320	300	2,328	69,840
		第2段階	420	390	2,518	75,540
		第3段階①	820	650	3,178	95,340
		第3段階②	820	1,360	3,888	116,640
		第4段階	1,171	1,445	4,324	129,720
要介護4	1862	第1段階	320	300	2,482	74,460
		第2段階	420	390	2,672	80,160
		第3段階①	820	650	3,332	99,960
		第3段階②	820	1,360	4,042	121,260
		第4段階	1,171	1,445	4,478	134,340
要介護5	2012	第1段階	320	300	2,632	78,960
		第2段階	420	390	2,822	84,660
		第3段階①	820	650	3,482	104,460
		第3段階②	820	1,360	4,192	125,760
		第4段階	1,171	1,445	4,628	138,840

**2割**

(令和3年8月1日から)

負担段階別食費及び居住費

負担段階	食費	居住費	該当条件
第1段階	300円	0円	生活保護受給者
第2段階	390円	370円	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金等収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①	650円	370円	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階②	1360円	370円	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金収入額の合計が120万円超の方
第4段階	1445円	855円	市町村民税課税世帯の方

※第1～3段階は介護保険負担限度額認定証の申請が必要です。段階によって貯金額の認定要件があります。

高額介護サービス費

利用者負担段階	上限額	備考
第1段階	15,000円/月(世帯)	介護保険サービスの1割負担の合計額が左記の金額を越えた場合、手続きにより、超えた金額の保険給付があります。
第2段階	15,000円/月(個人)	
	24,600円/月(世帯)	
第3段階	24,600円/月(世帯)	
市町村民税課税～課税所得380万円未満	44,400円/月	
課税所得380万円～課税所得690万円未満	93,000円/月	
課税所得690万円以上	140,100円/月	

その他の加算

加算	単位	備考
初期加算	30単位	入所日から30日以内の期間(30日以上入院後の再入所も含む)
療養食加算	6単位(1食)	医師の処方に基づいて療養食を提供した場合
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合
経口移行加算	28単位	経管栄養から経口摂取を進めるための栄養管理を行なう場合(180日を限度)
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	厚生労働省に情報提供を行い、評価や指導をいただく事でサービスの質の向上に努める。
褥瘡マネジメント加算	I 3単位/月 II 13単位/月	褥瘡発生のリスクを評価し、褥瘡ケア計画を策定、厚生労働省と情報共有する事で褥瘡管理に努める。
入院・外泊時施設療養費	246単位	2泊3日以上入院・外泊をした場合(6日/1ヶ月を限度、居住費は別途いただきます)
看取り介護加算	144単位	医師の医学的知見に基づき看取り介護が行なわれた場合(45日を限度)

**2割**

(令和3年8月1日から)

負担段階別食費及び居住費

負担段階	食費	居住費	該当条件
第1段階	300円	320円	生活保護受給者
第2段階	390円	420円	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金等収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①	650円	820円	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階②	1360円	820円	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金収入額の合計が120万円超の方
第4段階	1445円	1171円	市町村民税課税の方

※第1～3段階は介護保険負担限度額認定証の申請が必要です。段階によって貯金額の認定要件がございます。

高額介護サービス費

利用者負担段階	上限額	備考
第1段階	15,000円/月(世帯)	介護保険サービスの1割負担の合計額が左記の金額を越えた場合、手続きにより、超えた金額の保険給付があります。
第2段階	15,000円/月(個人)	
	24,600円/月(世帯)	
第3段階	24,600円/月(世帯)	
市町村民税課税～課税所得380万円未満	44,400円/月	
課税所得380万円～課税所得690万円未満	93,000円/月	
課税所得690万円以上	140,100円/月	

その他の加算

加算	単位	備考
初期加算	30単位	入所日から30日以内の期間(30日以上入院後の再入所も含む)
療養食加算	6単位(1食)	医師の処方に基づいて療養食を提供した場合
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合
経口移行加算	28単位	経管栄養から経口摂取を進めるための栄養管理を行なう場合(180日を限度)
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	厚生労働省に情報提供を行い、評価や指導をいただく事でサービスの質の向上に努める。
褥瘡マネジメント加算	I 3単位/月 II 13単位/月	褥瘡発生のリスクを評価し、褥瘡ケア計画を策定、厚生労働省と情報共有する事で褥瘡管理に努める。
入院・外泊時施設療養費	246単位	2泊3日以上入院・外泊をした場合(6日/1ヶ月を限度、居住費は別途いただきます)
看取り介護加算	144単位	医師の医学的知見に基づき看取り介護が行なわれた場合(45日を限度)

**多床室 特別養護老人ホームマスカット倶楽部 入所料金表**

多床室：介護福祉施設サービス費(Ⅱ) 単位数

要介護度	基本サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	看護体制加算(Ⅰ)	精神科医療養指導加算	合計単位数
要介護1	573	22	16	4	5	620
要介護2	641	22	16	4	5	688
要介護3	712	18	16	4	5	755
要介護4	780	18	16	4	5	823
要介護5	847	18	16	4	5	890

※基本額：上記合計単位数に、介護職員処遇改善加算 **8.3%** を加算し、  
介護職員等特定処遇改善加算 **2.7%** を加算し、

単位単価 **10.14** 円を乗じた金額の1割又は2割又は3割

介護度	※基本額(2割)	負担段階	居住費	食費	合計/日	合計/月(30日)
要介護1	2093	第1段階	0	300	2,393	71,790
		第2段階	370	390	2,853	85,590
		第3段階①	370	650	3,113	93,390
		第3段階②	370	1,360	3,823	114,690
		第4段階	855	1,445	4,393	131,790
要介護2	2324	第1段階	0	300	2,624	78,720
		第2段階	370	390	3,084	92,520
		第3段階①	370	650	3,344	100,320
		第3段階②	370	1,360	4,054	121,620
		第4段階	855	1,445	4,624	138,720
要介護3	2550	第1段階	0	300	2,850	85,500
		第2段階	370	390	3,310	99,300
		第3段階①	370	650	3,570	107,100
		第3段階②	370	1,360	4,280	128,400
		第4段階	855	1,445	4,850	145,500
要介護4	2781	第1段階	0	300	3,081	92,430
		第2段階	370	390	3,541	106,230
		第3段階①	370	650	3,801	114,030
		第3段階②	370	1,360	4,511	135,330
		第4段階	855	1,445	5,081	152,430
要介護5	3006	第1段階	0	300	3,306	99,180
		第2段階	370	390	3,766	112,980
		第3段階①	370	650	4,026	120,780
		第3段階②	370	1,360	4,736	142,080
		第4段階	855	1,445	5,306	159,180

**個室 特別養護老人ホームマスカット倶楽部 入所料金表**

従来型個室：介護福祉施設サービス費(Ⅰ) 単位数

要介護度	基本サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	看護体制加算(Ⅰ)	精神科医療養指導加算	合計単位数
要介護1	573	22	16	4	5	620
要介護2	641	22	16	4	5	688
要介護3	712	22	16	4	5	759
要介護4	780	22	16	4	5	827
要介護5	847	22	16	4	5	894

※基本額：上記合計単位数に、介護職員処遇改善加算 **8.3%** と  
介護職員等特定処遇改善加算 **2.7%** を加算し、

単位単価 **10.14** 円を乗じた金額の1割又は2割又は3割

介護度	※基本額(2割)	負担段階	居住費	食費	合計/日	合計/月(30日)
要介護1	2093	第1段階	320	300	2,713	81,390
		第2段階	420	390	2,903	87,090
		第3段階①	820	650	3,563	106,890
		第3段階②	820	1,360	4,273	128,190
		第4段階	1,171	1,445	4,709	141,270
要介護2	2324	第1段階	320	300	2,944	88,320
		第2段階	420	390	3,134	94,020
		第3段階①	820	650	3,794	113,820
		第3段階②	820	1,360	4,504	135,120
		第4段階	1,171	1,445	4,940	148,200
要介護3	2562	第1段階	320	300	3,182	95,460
		第2段階	420	390	3,372	101,160
		第3段階①	820	650	4,032	120,960
		第3段階②	820	1,360	4,742	142,260
		第4段階	1,171	1,445	5,178	155,340
要介護4	2793	第1段階	320	300	3,413	102,390
		第2段階	420	390	3,603	108,090
		第3段階①	820	650	4,263	127,890
		第3段階②	820	1,360	4,973	149,190
		第4段階	1,171	1,445	5,409	162,270
要介護5	3018	第1段階	320	300	3,638	109,140
		第2段階	420	390	3,828	114,840
		第3段階①	820	650	4,488	134,640
		第3段階②	820	1,360	5,198	155,940
		第4段階	1,171	1,445	5,634	169,020

**3割**

(令和3年8月1日から)

負担段階別食費及び居住費

負担段階	食費	居住費	該当条件
第1段階	300円	0円	生活保護受給者
第2段階	390円	370円	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金等収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①	650円	370円	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階②	1360円	370円	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金収入額の合計が120万円超の方
第4段階	1445円	855円	市町村民税課税世帯の方

※第1～3段階は介護保険負担限度額認定証の申請が必要です。段階によって貯金額の認定要件があります。

高額介護サービス費

利用者負担段階	上限額	備考
第1段階	15,000円/月(世帯)	介護保険サービスの1割負担の合計額が左記の金額を越えた場合、手続きにより、超えた金額の保険給付があります。
第2段階	15,000円/月(個人)	
	24,600円/月(世帯)	
第3段階	24,600円/月(世帯)	
市町村民税課税～課税所得380万円未満	44,400円/月	
課税所得380万円～課税所得690万円未満	93,000円/月	
課税所得690万円以上	140,100円/月	

その他の加算

加算	単位	備考
初期加算	30単位	入所日から30日以内の期間(30日以上入院後の再入所も含む)
療養食加算	6単位(1食)	医師の処方に基づいて療養食を提供した場合
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合
経口移行加算	28単位	経管栄養から経口摂取を進めるための栄養管理を行なう場合(180日を限度)
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	厚生労働省に情報提供を行い、評価や指導をいただく事でサービスの質の向上に努める。
褥瘡マネジメント加算	I 3単位/月 II 13単位/月	褥瘡発生のリスクを評価し、褥瘡ケア計画を策定、厚生労働省と情報共有する事で褥瘡管理に努める。
入院・外泊時施設療養費	246単位	2泊3日以上入院・外泊をした場合(6日/1ヶ月を限度、居住費は別途いただきます)
看取り介護加算	144単位	医師の医学的知見に基づき看取り介護が行なわれた場合(45日を限度)

**3割**

(令和3年8月1日から)

負担段階別食費及び居住費

負担段階	食費	居住費	該当条件
第1段階	300円	320円	生活保護受給者
第2段階	390円	420円	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金等収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①	650円	820円	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方
第3段階②	1360円	820円	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と、年金収入額の合計が120万円超の方
第4段階	1445円	1171円	市町村民税課税の方

※第1～3段階は介護保険負担限度額認定証の申請が必要です。段階によって貯金額の認定要件がございます。

高額介護サービス費

利用者負担段階	上限額	備考
第1段階	15,000円/月(世帯)	介護保険サービスの1割負担の合計額が左記の金額を越えた場合、手続きにより、超えた金額の保険給付があります。
第2段階	15,000円/月(個人)	
	24,600円/月(世帯)	
第3段階	24,600円/月(世帯)	
市町村民税課税～課税所得380万円未満	44,400円/月	
課税所得380万円～課税所得690万円未満	93,000円/月	
課税所得690万円以上	140,100円/月	

その他の加算

加算	単位	備考
初期加算	30単位	入所日から30日以内の期間(30日以上入院後の再入所も含む)
療養食加算	6単位(1食)	医師の処方に基づいて療養食を提供した場合
経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月	医師の指示に基づき管理栄養士等が栄養管理を行った場合
経口移行加算	28単位	経管栄養から経口摂取を進めるための栄養管理を行なう場合(180日を限度)
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位/月	厚生労働省に情報提供を行い、評価や指導をいただく事でサービスの質の向上に努める。
褥瘡マネジメント加算	I 3単位/月 II 13単位/月	褥瘡発生のリスクを評価し、褥瘡ケア計画を策定、厚生労働省と情報共有する事で褥瘡管理に努める。
入院・外泊時施設療養費	246単位	2泊3日以上入院・外泊をした場合(6日/1ヶ月を限度、居住費は別途いただきます)
看取り介護加算	144単位	医師の医学的知見に基づき看取り介護が行なわれた場合(45日を限度)